

## 内閣人事局と日本国家公務員労働組合連合会とのやりとり（概要）

日 時 令和7年11月10日（木）10:57～11:27

場 所 合同庁舎8号館 5階共用C会議室

出席者 先方）浅野委員長 ほか5名

当方）松本人事政策統括官、砂山内閣審議官、辻総括参事官

案 件 2025年人事院勧告の取扱い等に関する要求書に対する最終回答

### 国公労連

近日中に第2回給与関係閣僚会議の開催が見込まれているところ、2025年人事院勧告の取扱いについて、これまでの私たちの要求や主張などを踏まえ、政府としての最終回答を求める。

### 内閣人事局

8月8日に提出された要求書について、最終的な回答を行う。

本年度の国家公務員の給与の取扱いについては、人事院勧告制度尊重の基本姿勢の下、検討を続けた結果、明日、勧告どおり令和7年度の給与改定を行うとの取扱方針が決定される方向である。

その上で、後日、給与改定に係る法律案についても決定されることとなる。

国家公務員の働き方改革については、多様な働き方を実現し、職員がやりがいを持って、高い成果を効率的に上げられるようにすることが優秀な人材の確保のためにも重要であると考えている。こうした取組については、現場の実情を含め、皆様からもご提案をいただきながら、しっかりと前に進めるのでご協力をお願いしたい。

本日の回答は以上となる。職員の皆様には、今後とも、国民の信頼に応え、行政の効率的・効果的な運営に努めていただきたい。

なお、給与以外の要求事項への回答については、中間回答で申し上げたとおりである。

### 国公労連

前回までの回答を含めて、私たちの要求や主張などをしっかりと認識したものとは理解できない。あらためて強調しておきたいことを主張する。

- (1) 総務省が10月24日に公表した9月の全国消費者物価指数は、2020年を100として、生鮮食品を除く総合指数が111.4、前年同月比で2.9%、49か月連続の上昇となった。上昇率は前月から拡大しており、10月からのさまざまな価格改定の実態を踏まえれば、さらなる物価上昇の傾向も懸念される。厚生労働省が11月6日に公表した9月の実質賃金は、前年同月比で1.4%減少している。本年は夏のボーナスの支給によっても実質賃金がプラスにならない実態が特徴的であり、物価上昇に賃上げが追いつかない状態が長期にわたっている。こうした経済指標のもと、本年1月の昇給や4月の昇格以降で賃上げが実現していない国家公務員の生活実態は、さらに深刻化するばかりである。

- (2) 高市首相は、10月24日の所信表明演説で、物価高対策は「内閣が最優先で取り組むこと」としつつ、「物価上昇を上回る賃上げ」を「継続的に…できる環境を整えることこそが、政府の役割」であると表明した。国家公務員の使用者でもある政府は、その「役割」を発揮するに当たって、速やかに国家公務員の賃上げを実現することが何よりも重要である。一方で、その前提となる「責任ある積極財政」に基づく戦略的な財政出動は、財源の確保が当面の課題となっている。前回も指摘したとおり、高市首相は「国家安全保障戦略に定める『対GDP比2%水準』について、補正予算とあわせて、今年度中に前倒して措置を講じ」と表明している。その財源の確保に当たって、国家公務員の総人件費の削減などが狙われるおそれもあり、職場の不安が高まっている。こうした労働者の賃下げを招くような時代錯誤の施策に向かっていくことは到底容認できない。政府が「人事院勧告制度尊重の基本姿勢」を強調するならば、最低でも2025年人事院勧告に基づく賃上げが完全に実施されるよう、国会での法案審議の過程も含めて、その責任を適切に履行することを求める。
- (3) また、高市首相の所信表明演説では、「経営難が深刻化する医療機関や介護施設への支援なども、急を要」するとし、「診療報酬・介護報酬については、…改定の時期を待たず、経営の改善及び従業者の処遇改善につながる補助金を措置」するとしている。国家公務員が業務に従事している「医療機関や介護施設」では、民間を下回る勤務条件が顕著となっており、その実態はこれまでも主張してきた。官民を問わず人材確保が困難な業種であり、「従業者の処遇改善」は喫緊の課題である。国立病院機構や独立行政法人などでは、人事院勧告に準拠した労働条件が整備されているものの、経営が困難な財政事情などもあり、人事院勧告を下回る賃金水準での労使交渉を余儀なくされている。公的分野を担う組織の運営は、必要な利益を確保できないような採算性に乏しい事業が中心となるため、そのシワ寄せが労働者の賃金に反映される傾向にある。社会の重要なインフラとしての機能の低下を回避するため、運営費交付金をはじめ、実効性のある財政支援が不可欠であり、政府が責任をもって措置することを求める。
- (4) さらに、「国・地方自治体から民間への請負契約単価を、物価上昇等を踏まえて適切に見直」すことも表明されている。10月21日に高市首相が総務大臣、財務大臣、経済産業大臣に宛てた指示書には、「国や自治体の発注における適切な価格転嫁に向けた取組を推進する」とも明記されている。国や地方の行政機関では、さまざまな事務・事業の民間委託などが実施されており、その労働者の適切な労働条件を確保することは、公務・公共サービスを維持するための重要な要素となっている。しかしながら、地域別最低賃金が上昇していることとも相まって、その近傍の賃金水準で働く労働者が増大しているばかりでなく、物価上昇や人件費の増加に見合った委託経費が措置されないまま予定価格が低廉化し、民間競争入札が幾度と不調になるなど、公務・公共サービスの継続すらも懸念される事態に至っている。仮にも公務の民間開放などを容認する趣旨ではないものの、国や地方の行政機関で働く民間の労働者が存在することを前提とすれば、そこにも国家公務員に準拠した賃金水準などが確保されるよう、必要な予算が確保されなければならない。

- (5) 国家公務員の賃金の在り方をめぐる諸課題は、これまで主張してきたとおりであるところ、とりわけ2025年人事院勧告に基づくものとしては、本府省と地方支分部局の機関間格差の拡大には重大な懸念がある。賃金水準ばかりでなく、昇任・昇格などの不合理な機関間格差は、職員の不公平感を蔓延させるばかりでなく、地方支分部局の存在価値を相対的に低下させ、国の出先機関の意義や機能が国民などから軽視されることにつながりかねない。また、こうした観点は、地域手当による地域間格差、高齢期雇用での世代間格差などとも共通するものである。すなわち、職務給の原則が適用される属性と適用されない領域などに分断され、こうした諸原則の恣意的な解釈が少数の利益と多数の不利益という構造につながり、職員のワークエンゲージメントを急激に低下させている。各機関、地域、世代などの多面的な観点で職務・職責を正当に評価するとともに、職務給の原則を適正に反映し、あらゆる賃金格差を是正することを求める。
- (6) 近年の人事院勧告の取扱いは、2021年と2024年の2回にわたって、政局に紛れたまま放置され、改正給与法の成立・施行が遅延することとなった。本年に至っても、人事院勧告が想定している12月1日までの改正給与法の施行が危ぶまれており、5年間で3回にもわたって不正常な事態を招いていることを厳重に抗議する。また、国家公務員の勤務条件に準拠した地方公務員や独立行政法人などの公的機関の職員は、政府が人事院勧告の取扱いを決定するまで労使交渉すら実施できず、本来は4月に実施されるべき賃金改善が先延ばしとなり、極めて不安定な労働条件を余儀なくされている。今般の事態には、こうした影響への配慮も欠落していると言わざるを得ない。仮にこのまま12月1日を経過し、2年連続で賃金改善が「凍結」状態となる場合には、労働基本権の代償措置である人事院勧告を軽視する重大な権利侵害につながりかねない。その背景として、現在の人事院勧告制度には、さまざまなメリットとデメリットが併存しているところ、賃金改定の工程が複層的で長期にわたる複雑なものであるため、そのデメリットが顕在化しやすい実態がある。労使間で賃金などの勤務条件を決定するための労働基本権の回復を本格的に議論する必要性は、この5年間でも顕著となってきた。あらためて労働組合との実効性のある交渉・協議を早急に開始することを求める。

#### 内閣人事局

皆様方の御意見はしっかりと承った。引き続き、皆様方との意思疎通に努めてまいりたい。

#### 国公労連

最低賃金や公定価格など、社会的な賃金と言われるものの中でも、公務員賃金が最も社会的、経済的影響力が大きく、使用者たる政府あるいは国民にとっても重要な意義を有している。国会審議の中で、公務員賃金が持つ社会的な意義が十分に尊重され、速やかに給与法案が上程成立されるよう、政府としての最大限の努力を求めて本日の交渉を終了する。

— 以 上 —

文責：内閣官房内閣人事局（先方の発言については未確認）